共 産 党 再 要 望 項 目 一 覧

平成29年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
1. 大雪対策について	
○車道の除雪を建設会社等に除雪委託しているが、除雪機	平成27年度から日野郡において除雪を県と町で協同して行う中、「除雪機械運転手の育成支援事
操作等に熟達した職員確保が課題となっている。除雪の	業」を予算化し除雪機械運転手の確保・育成に取り組んでいるところであり、現場や関係者からの意
人材育成を検討すること。	見等を踏まえ、必要に応じて対応する。
○歩道(通学路)の除雪が、地域まかせにされており、保	道路管理者による歩道除雪は、主に歩行者の多い市街地や公的機関の周辺等の路線を対象に行って
護者なども通勤があって除雪ができなかったり、地域で	おり、全ての歩道を除雪することは現実的に困難である。
除雪機が扱える人材がいなかったりで、ほとんど除雪が	このため、その他の要望箇所は地元ボランティア等による除雪について協力をお願いしている状況で
行われていない。通学の子どもたちが車道を歩き危険で	ある。
あり、公的に歩道を除雪する体制整備、除雪機を扱える	引き続き、道路管理者による歩道除雪の対象路線や体制等を再度点検するとともに、ボランティア
人材育成をすること。	による歩道除雪についても協力を呼びかけ、地元と連携・協働した取り組みを進めたい
○除雪を行っている県庁の現業職員が、直近5年間でも、	民間で出来る業務は民間で行っていただくことを基本的な考えとしながら、道路維持管理・除雪に
79人(平成24年)から46人(平成28年)と半減	一ついても行政サービス水準を低下させることのないよう段階的に現業職員を減員していくこととし
している。日頃の道路整備やパトロールで道に精通して	
いる現業職員だからこそ除雪も機動的に対応できる。道	民間発注にあたっては地域の道路に精通した業者に担ってもらうこととし、オペレーターなどは民間でかります。ストンスとはまず様々でいる。
路整備・除雪を行う現業職員を増員すること。	間で確保できるよう引き続き支援していく。
2. 地震津波対策	
○津波避難ビルとして、米子市16施設、境港市81施設	津波避難ビル・タワーについては、「鳥取県津波避難ビル指定ガイドライン」において国の技術的
が指定されているが、地域地震係数が1以下で設計されている。	助言を準用し、現行法の耐震基準への適合等、耐震安全性が確認されたものを指定することとされて
ているものかどうかを確認し、1以上になるよう改善を 図ること。	おり、地震地域係数については法の基準どおり中部・西部については0.9としている。 昨年4月の熊本地震の被害の検証結果を受け、国土交通省では地震地域係数を含めた現行の耐震基
□ 図ること。□ 今後の「津波避難施設整備に係るガイドライン」にもと	昨午4月の熊本地震の被害の候証結末を支り、国上交通省では地震地域は数を占めた現1の間震器 準の有効性を認め、現状維持の方針としている。当県としても鳥取県中部地震での被害状況も含め、
づく津波避難タワー整備は、地域地震係数は1を超えて整	中の有効性を認め、死状権持め方針としている。 当然としても馬取が下部地震での被害状況も含め、 地震地域係数の引き上げが必要とまでは判断しておらず、津波避難ビル・タワーについても同様に考
備するようにすること。	えている。
	^ C C C C C C C C C C C C C C C C C C
	ったことから、現在精査が行われているところである。
	また、県・市町村の公共施設においては、特に避難所や防災上重要な建物は地震後も継続して使用
	できることが必要であることから、建物用途に応じた重要度係数により25~50%の割増しを行
	い、基準以上の強度を確保している。
3. 原発・エネルギー	
○台湾では2011年福島原発事故などを受け反原発の機	原子力発電所については、安全が第一である。
運が高まり、2025年までに国内にある3基の原発の	国に対し、再稼働の判断に当たっては、安全を第一義として地域の実情に応じた意見集約あるいは

要望項目

運転(発電量の16%)を停止することを決め、再生可 能エネルギーへの転換を急速に進めるとしている。しか | ※国要望 し、当の日本政府は原発再稼動ストップが国民世論とな っているにもかかわらず、原発を2030年度の電力需 要の20~22%を原発で賄うとする「長期エネルギー 需給見通し」を決定し、再稼動を加速しようとしている。 原発は他のエネルギーとは異質の危険があり、コストは 事故がなくても廃炉まで含めると膨大な費用が必要、使 用済み核燃料の最終処分も容易でないことははっきりし ている。原発稼動、再稼動を許さない姿勢を明確にする

○住民の避難体制は規制委員会の審査の対象外である。鳥 取島根両県で避難訓練がされているが島根原発に対する 現在の県の避難計画も全県民、旅行者、短期滞在者も入 れると現実的ではありません。また島根原発2号機の中 央制御室の空調換気配管で多数の腐食や穴が見つかるな ど、これまで審査対象外であってもこのようなことが発 覚すると原発自体が予測もつかない重大事故を引き起こ す可能性を持っているものだと考えざるを得ない。2号 機再稼動に反対すること。

左に対する対応方針等

安全判断を行うことを強く要望しており、今後も繰り返し要望していく。

H28年(10月19日、7月26日、6月17日)、H27年(12月17日、7月13日、6月 4日、3月19日、2月10日、1月9日)、H26年(11月20日、7月28日、7月9日)、H 25年(12月18日・19日) ほか

鳥取県広域住民避難計画については、米子・境港両市及び島根県などの共通理解のもと、警察・自 衛隊等の協力も得て、UPZ内の避難元・避難先のマッチング等を完了するとともに、毎年2県6市の 合同原子力防災訓練において、避難計画を検証して避難の更なる迅速化と円滑化に取り組み、専門家 (原子力安全顧問)などの意見を踏まえて一層の実効性の向上に努めている。また、国に対して、不足 する輸送手段の確保等について対応するよう強く求めている。

再稼働等については、国に対し、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞 くこと、また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること を強く要望している。

なお、島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食については、県は重大な問題で あると考え、安全協定に基づく「現地確認(※1)」で調査、確認等を行うとともに、徹底した原因 究明と再発防止、対応状況の報告等を行うよう「申入れ(※2)」を行った。中国電力に原因究明と 対策について報告を求めていく。

また、国(原子力規制委員会)に法令報告され、審議され、今後、新規制基準に基づき確認される とされたところであり、その結果も注視していく。

なお、現在島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査が行われているところであ り、国要望等において、安全が第一であり厳格に審査すること等を強く求めている。

- ※1 現地確認(米子・境港両市と合同実施):第1回12月8日、第2回12月28日
- ※2 中国電力への申入れ事項(平成28年12月9日及び12月16日)
 - ・原因究明を徹底すること。
 - ・再発防止対策を徹底するとともに、水平展開を行うこと。
 - ・対応状況について途中段階を含めて報告を行うとともに、県民にも情報提供を行うこと。
 - ・原子力規制庁の指導を受けながら適切に対応すること。
 - ・安全文化を意識して対応すること。

要望項目

左に対する対応方針等

○日本のエネルギー自給率はわずか6%(エネルギー白書 2016)にすぎない。日本の地域それぞれの条件にあ った再生可能エネルギー(自然エネルギー)の開発・利 用を計画的に拡大するエネルギー政策の重点を転換する よう国に求めること。太陽光・熱、小水力、風力、地熱、 波力や、あるいは畜産や林業など地域の産業とむすんだ バイオマス・エネルギーなどは、まさに地域に固有のエ ネルギー源であり、この再生可能エネルギーの活用を地 元の中小企業の仕事や雇用に結びつくように、さらに県 としても追求すること。

平成26年4月に改定された国のエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーは「エネルギー安 全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源」と位置付けられ、導入を 最大限加速することとされている。(平成27年7月に策定された「長期エネルギー需給見通し」で は、平成22年度の電源構成比率9.6%を大幅に上回る22~24%程度を、平成42(2030) 年度における導入目標としている。)

県では、「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」において、再生可能エネルギー設備の導入 量920MW(平成30年度末、第1期実績値+120MW)を目標としており、低炭素社会の実現 や地域資源を活用した再生可能エネルギー事業による経済活性化の取組を引き続き支援することと している。

- ・エネルギーシフト加速化事業
- 58.660千円
- ・地域エネルギー設備導入推進事業 77.717千円
- ・地域エネルギー資源活用支援事業 34,000千円
- ・地域エネルギー社会推進事業
- 13,560千円

4. 高校授業料等について

- ○高校授業料の支援となっている「就学支援金」と低所得 者対象の「奨学給付金」、この2つの制度の違いが保護 者にはわかりにくく、そのうえ申請をしないと受けるこ とができない。2つの制度についてわかるように丁寧に 説明するよう学校に徹底すること。
- ○「奨学給付金」の県からの支払いが11月と遅い。学校 経費の支払いに間に合うように早めに支給すること。ま た修学旅行費用にも充てられることを学校・保護者に周 知すると同時に、3年次に支給されるものが前倒しで支 給され、2年次の修学旅行費に充てられるようにするこ と。保護者の了解を得て「奨学給付金」を学校支払い経 費に充てる場合であっても、何に使ったのか明細書を保 護者に通知し、残金はその都度返金するようにすること。

高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の周知については、毎年10月に私立学校を含めた 県内全中学校に対して3年生の保護者へのリーフレットの配布等について依頼しているところであ り、各高等学校においても入学者説明会等の機会を捉えて適宜説明が行われている。

高校生等奨学給付金については、わかりやすいチラシを新たに作成し、本年1月に改めて中学3年 生の全保護者を対象とした周知を図ったところである。

高校生等奨学給付金についてはできるだけ速やかな給付に努めているところであるが、毎年7月に 所得証明の対象となる年が変わる高等学校等就学支援金の学校での手続を経て、7月1日が基準日と なる高校生等奨学給付金の対象者の確認、案内、受付等の手続を学校で行い、その後教育委員会事務 局において支給漏れや支給誤りがないよう確認、補正等を行いながら給付することから、やむを得ず 相当の期間を要することなる。

同給付金は授業料以外の教育費に充てるために給付するものであることを案内しているが、特に使 途が限定されているものではないため、制度の趣旨を損なわない範囲での周知の工夫を検討すること としたい。

同学給付金を2年次にまとめて給付することについては、全国一律の制度であり、現時点では困難 である。

同給付金を未納の学校徴収金の支払いに充てた場合には、各学校から残金の給付に併せて内訳の説 明を行っている。

要望項目		左に対する	5 対 応 方 針 等	Ž
○私立学校では授業料に加え、生活保護世帯でも施設整備	鳥取県育英奨学資金の私学生徒への貸与月額が公立生徒に比べて12,000円高く設定されてい			
費等の支払いが月額12,000円もあり負担になって				等が12,000円を超える
いる。就学支援金の県独自の上乗せで、負担軽減をはか	額に対して減免の助成をする	ることとしており、さ	らなる上乗せは考えて	いない。
ること。				
	鳥取県育英奨学資金の貸			
		自宅生	下宿生	
	国公立の高等学校等	18,000円	23,000円	
	私立の高等学校等	30,000円	35,000円	
5. 高校の校則について				
○県立高校の頭髪等の校則への対応が厳しく、人権侵害も	学校に確認したところ、	人権侵害とされるよう	うな指導を行っている事	事実は確認されなかった。
発生している。校則を盾にした人権侵害がないか、学校	県教育委員会では、昨年月	度、生徒の問題行動等	に対する不適切な指導	の未然防止と、教職員や学校
を点検し、改善を指導し、主権者として生徒が成長でき	間で共通理解を図り、組織的	的・体系的な生徒指導	草を進めることができる	よう、「生徒指導に関するガ
るよう教育的な対応を徹底すること。	イドライン」を改訂したと	ころであり、今後も近	適切な指導が行われるよ	こう周知徹底していきたい。
6. 食の安全対策について				
○大江の郷自然牧場のココガーデンで食事をした30名が、				ーデン」と県版HACCP適合施
黄色ブドウ球菌による食中毒であったと発表された。以			アルシェ」は別の施設で	あることから、認定の取り消
前にも食中毒発生の危険性が労働者からも伝えられ、県	し及び補助金返還は考えて	- •		
が指導していたにも関わらず、現場の衛生管理が全うで				路防止指導を受けるとともに、
きず、今回の食中毒事件がおきたことは重大な問題であ	' · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1んでいるところであり、県と
る。同社は、食中毒が発生した菓子製造業部門ではない	しても引き続き再発防止に	向けた指導を行うこと	ととしている。	
が、食肉製品製造業分野で県版HACCPの衛生認定を				
受け、宣伝にも活用している。こうした中で食中毒を発生させたことは、県の衛生認定の看板をも汚すものであ				
る。県版HACCP認定制度では、「一般衛生管理も含				
めた基準 を遵守しなかったときは、認定取り消しとな				
っており、認定を取り消すこと。また衛生管理指導だけ				
でなく、労働基準監督署の指導も何度も受けており、社				
会的責任が全うできるか危うい。他の補助金返還も含め				
て検討すること。				
7. 建設業協会関係要望				
○鳥取県国土強靭化計画や鳥取県公共施設管理計画などに	地元建設業者への優先発	注については、県が発	注する建設工事は、鳥	取県建設工事等入札制度基本
	1			

盛り込まれた、公共施設・道路・橋等の改修や耐震化、

維持管理を、計画的に地元の建設業者に回し、安定的なるである。

指針に基づき、県内業者で施工が可能な建設工事等については県内業者に限定して発注しているとこ

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
地元建設業者への仕事の発注で、後継者育成ができるよ	また、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針においては、下請工事についても2次下請まで
うにすること。	は原則県内業者に限定している。
	後継者育成については、地元建設業者への発注以外にも補助事業等を実施し、建設業者の取組への
	支援を行っていく。
○改正品確法に基づき定めた「発注関係事務の運用に関す	改正品確法に基づき定めた「発注関係事務の運用に関する指針」については、国及び市町村を含め
る指針」において、各発注者が必ず実施すべき事とされ	た地方公共団体が参加する中国ブロック発注者協議会において、関連する項目の目標を設定し、その
た「予定価格の適正な設定」、「低入札価格調査基準又	目標達成状況の評価分析、公表を行っている。
は最低制限価格基準の設定・活用の徹底等」、「適切な	さらに、鳥取県地域発注者協議会においては、目標の達成に必要な連携と支援を図っているところ
設計変更」、「発注者間の連携体制の構築」について、	であり、今後とも本指針の着実な実行を図るとともに、「発注や施工時期の平準化」についても、実
「歩切りの根絶」に向けた取り組みのように、地方公共	施状況の指標化を図る等早期の実施に向けた取組を進めていくこととしている。
団体を含めて全ての発注者において確実に実施されるよ	
う運用の徹底を図ること。また、実施に努める事項であ	
る「発注や施工時期の平準化」についても、早期に実施	
されるよう徹底を図ること。	
○改正品確法で謳われた適正利潤を確保するため、最新の	県では、国の積算基準改定に併せて改定を行い、資材単価は単価変動の著しい資材については毎月
労務単価、資材等の実勢価格の適用や施工の実態等を的	改定し、適正な実勢価格による積算を行っている。今後も実勢価格を反映した労務単価、資材単価等
確に反映した積算基準の見直し等による予定価格の適正	に基づいた適正な予定価格の設定に努めていく。
な設定、低入札価格調査基準及び上限枠の引き上げ、予	低入札価格調査基準の算定式は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連モデル)を準
定価格の上限拘束性の撤廃、営繕工事における入札時積	用しており、国の改正に伴い適正に見直しをしているところである。平成28年8月には調査基準価
算数量書活用方式による適切な設計変更等に取り組むこ	格を予定価格の概ね88%から概ね89%に引き上げている。なお、県では上限枠は設定していない。
と。	予定価格の上限拘束性の撤廃については、地方自治法等の改正が必要な事項であり、現状では困難
	である。
	また、営繕工事における入札時積算数量活用方式については、予定価格の事後公表が前提の入札方
	式であるため、引き続き予定価格の公表時期の見直しと合わせて関係団体と協議を行っていく。
○「ゼロ国債」や「繰り越し制度」等の一層の活用、適正	施工時期の平準化に向けては、昨年度からゼロ県債等により取り組んでおり、今年度は交付金事
工期の設定等により、発注や施工時期の平準化の徹底を	業に対象を拡大するとともに、必要なものは繰越制度の活用も行っているところである。発注見通
図ることに加え、各発注者の発注見通しについて地域単	しについては、発注者毎に年度当初から適宜公表しているが、地域単位での統合した公表について
位で統合・公表すること。また地方公共団体が、「ゼロ国	は、鳥取県地域発注者協議会において議論している。
債」等の積極的活用に取り組むよう助言・指導を行うこ	また、地元業者で対応できるものは地元発注を原則としており、入札契約手続き期間は建設業法
と。地域に密着した建設企業による施工が望ましい維持	に定める日数を基本とし且つ、内容に応じた必要な期間を設定しているところである。
管理工事や災害復旧工事については、適切な地域要件の	
設定や指名競争入札を積極的に活用するなどして、社会	
資本の老朽化対策や工事施工を円滑に実施するためにも	
地域建設企業の発注機会の拡大を図ること。更に、入札	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
契約手続きの期間短縮など効率化を図ること。	
○地域の実情を踏まえつつ、建設現場での生産性向上を推進していくために、ICT活用に対応できる人材育成、ICT建設機械導入のための融資や税制等の支援に取り組むとともに、思い切った書類簡素化に取り組むこと。	建設産業は他産業に比べてより業界の高齢化が進んでおり、今後労働力の大幅な減少が避けられない状況であり、建設現場の生産性向上は必要なことと認識している。 本界では、平成29年度からICT土工を試行する予定であり、この中で人材育成、ICT建機導入の支援等必要となるものを検討していくこととしている。 また、工事書類の簡素化に向けて、受発注者双方が文書の情報化を介して業務を効率化する「情報共有システム」の活用を引き続き推進する。